



# 群馬労働局の取組 トピックス

(ハラスメント関係、求人者マイページ、年次有給休暇の取得促進)

発信者 雇用環境・均等室



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

## ① 「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます！

### 【改正労働施策総合推進法】

令和2年6月1日に「改正労働施策総合推進法」が施行されました。

中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます（令和4年3月31日までは努力義務）。

### 【職場におけるパワーハラスメント防止措置とは】

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

- (1) 事業主の方針等の明確化および周知・啓発
- (2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (3) 職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応
- (4) 併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止）

中小企業の事業主の皆さま！

労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます！

令和4年4月1日より

令和2年6月1日に「改正労働施策総合推進法」が施行されました。中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます（令和4年3月31日までは努力義務）。

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

## ② 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

### 【「ハラスメント対応特別相談窓口」の開設】

ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定めています。

群馬労働局では、右記のとおり特別相談窓口を開設します。

### 【社内の体制整備に活用できる情報・資料】

- 事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料。  
厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

職場におけるハラスメント防止のために

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」  
職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。

明るい職場応援団 HP

### 12月は職場のハラスメント撲滅月間です

群馬労働局では、ハラスメントのことでお悩みの方、お困りの方の相談に応じています。  
お気軽にご相談ください！

- ・パワーハラスメント
- ・セクシュアルハラスメント
- ・妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント など

ハラスメント防止措置が全企業に義務化されます。

### ハラスメント対応特別相談窓口

開設場所 群馬労働局雇用環境・均等室  
 受付時間 8時30分～17時15分  
 (土日・祝日・年末年始を除く)  
 電話番号 027-896-4739  
 住 所 前橋市大手町2-3-1  
 前橋地方合同庁舎8階

※匿名でも結構です。プライバシーは厳守します。  
 ※相談窓口は、年間を通じてご利用できます。

### ③ 求人者マイページのご紹介！

「求人者マイページ」とは、ハローワーク（公共職業安定所）の求人サービスをオンライン上で受けられる事業者様向けの専用ページのことです。

令和3年9月から新しい機能も追加され、利用しやすく、また便利になりましたので、是非ご利用ください。



求人者マイページQRコード

#### 応募書類の管理や採否入力が効率化します

- 求職者がオンラインで応募した場合、求人者マイページ上で応募者の志望動機や応募書類等を速やかに確認することができます。
- 求人者マイページの「メッセージ機能」を使い、応募者と面接日時等の調整ができます。
- 求職者やハローワークへの選考結果の通知や管理もできるので、電話やFAX等による連絡事務を効率化できます。

#### 求職者からの応募を直接受け付けることができます（オンライン自主応募）

- 求人者がハローワークインターネットサービスに掲載した求人に対して、求職者がハローワークを介さずに直接応募できるようになります。
- ハローワークに求職登録をしている求職者と、ハローワークインターネットサービスのみに登録している求職者が応募できるため、応募者層が広がる可能性があります。



#### オンライン自主応募に関する注意点

- オンライン自主応募は、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金※の対象外です。  
※特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金
- オンライン自主応募は、直接応募であり、ハローワークが求職者と求人の適性の確認を行っていないため、募集要件に合致しない方が応募する場合があります。
- オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本です。ハローワークがトラブル等に対応することはできません。
- オンライン自主応募を受け付けるには、求人者マイページから求人ごとに設定が必要です。本機能の開始後、利用したい場合は求人者マイページから変更してください。
- 労働者派遣事業所や請負事業所からの求人、就業先事業所を明示できない求人は、オンライン自主応募の対象とすることができません。

※ 応募者が「オンライン自主応募」による応募であるかを確認するには、「応募者管理画面」の応募者一覧の「応募方法」の欄で確認することができます。

#### 求人者マイページの開設はハローワークインターネットサービスから

インターネットに接続できる環境が必要です。スマートフォンからも利用できます。

##### ハローワークインターネットサービス

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

求人者の方は「事業主の方」のメニューをご利用ください。



##### ハローワークインターネットサービスやマイページの操作方法に関するお問い合わせ

電話 0570-077450 受付日時：月曜～金曜 9:30～18:00（年末年始、祝日除く）

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

メール [helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp](mailto:helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp)

ハローワークでの求人申込は事業所所在地を管轄するハローワークまで（全国のハローワーク所在地一覧）

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>





今日は  
お休みしています。  
この冬は  
リラックス、リラックス。

新しい働き方・休み方を  
実践するために  
**年次有給休暇**を  
上手に活用しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。  
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を  
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

【事業主の皆様へ】

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が高くなる傾向にあります。令和3年就労条件総合調査によると、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は46.2%と、約半数の企業が制度を導入しており、令和元年と比較すると約2倍となっています。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

働き方の新しいスタイル



<働き方・休み方改善ポータルサイト>

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

<年次有給休暇取得促進特設サイト>

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



働き方・休み方改善ポータルサイト



年休取得促進特設サイト



<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

[https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/topics.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html)



トピックスのバックナンバーはHPを見てね!

